

下田税務署から所得税の確定申告等についてのお知らせ ～感染防止のための対応～

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、マイナンバーカードとスマートフォンを使ってのご自宅からのe-Tax申告を是非ご利用ください。詳しくは国税庁ホームページをご参照いただくほか、申告の作成方法などの動画を、YouTube「国税庁動画チャンネル」でもご紹介しています。
- 確定申告会場への来場をお考えの方は、**会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。**
- 「**入場整理券**」は、LINE アプリを利用して事前にオンラインで入手してください。
入場整理券は会場でも当日配付しますが、配付状況によっては後日の来場をお願いすることがあります。



国税庁LINE
公式アカウント

区分	所得税の確定申告等	無料税務相談所
概要	確定申告期間中は、下田税務署では申告相談を行っていません。	下記のとおり無料税務相談所を開設します。
日程	2月16日(木)～3月15日(水) ※土日祝除く	2月17日(金)～2月24日(金) ※土日祝除く
開設時間	9時～17時 (注)入場には「 入場整理券 」が必要です。	9時30分～12時、13時～16時 (注)入場には「 入場整備券 」が必要です。
会場	下田市民スポーツセンター(サンワーク下田) 下田市敷根761 ※当該施設への確定申告等に関するお問い合わせはご遠慮ください。	
	第一会議室、第二会議室	第二会議室
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年分の収入(所得)を証明する書類等(給与所得、公的年金等の源泉徴収票等) ・事業、不動産所得のある方は、収入及び経費が分かる帳簿や書類等(収支内訳書及び青色申告決算書は事前作成をお願いします。) ・各種控除証明書、領収書等(医療費控除の明細書は事前作成をお願いします。) ・本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの ・マイナンバーカード ・マイナンバーカードの発行時に設定した以下のパスワード <ol style="list-style-type: none"> ①署名用電子証明書(英数字6桁～16桁) ②利用者証明用電子証明書(数字4桁) 	
その他	<p>会場では、基本的にはご自身のスマホを使用した電子申告(e-Tax)による申告相談を行っています。来場の際には事前にマイナポータルアプリをインストールしていただくようお願いします。「署名用電子証明書」、「利用者証明用電子証明書」のパスワードについてご不明な場合は、各自自治体窓口にお問合せください(市民保健課市民係 ☎2215)。</p> <p>税務署から送られたハガキ、封書、利用者識別番号の通知又はID・パスワード方式の届出完了通知をお持ちの方はご持参ください。</p>	

★その他のお知らせ

・譲渡所得(株式及び土地・建物等の売却による所得)、その他の分離申告、青色申告及び贈与税の申告相談は「下田市民スポーツセンター(サンワーク下田)」のみ行ってまいります(市役所の会場では行っておりません)。

◆問合せ先

所得税の確定申告等については 下田税務署 ☎0185(代表)

※税務署では電話受付を自動音声により案内しております。

ご用件に応じて番号を選択してください。

国税庁確定申告書等
作成コーナー



作成コーナー



市県民税申告についての事前のお知らせ

問合せ先 税務課市民税係(窓口⑨) ☎2218

令和5年度(令和4年分) 市県民税申告相談日程	
申告期間	2月16日(木)～3月15日(水) ※土日祝除く
受付時間	9:00～11:30、13:00～15:30 ※ウェブ予約と入場整理券の併用になりました。
申告会場	市役所2階 大会議室 ※地区の割振りや各地区での受付会場はなくなりました。

【受付方法が変わります】

会場の混雑緩和のため、今回からインターネット上のウェブ予約と当日受付入場整理券の併用により受付を行います。申告相談を受ける場合は、事前のウェブ予約をおすすめします(希望日2日前まで予約の受付が可能です。1月27日から予約できます。電話予約はできません。)。入場整理券は会場でも配付しますが、当日受付枠に空きがない場合、後日の来場をお願いすることがあります。



ウェブ予約はこちらから
1月27日(金)
～3月13日(月)まで

【市県民税の申告用紙について】

市県民税の申告用紙は、昨年申告された方に1月24日に郵送予定です。市ホームページからも印刷することができます。

【郵送による申告書の提出・e-Taxの活用について】

市県民税の申告書は、ご自身で記入して郵送で市役所に提出することができます。所得税の確定申告は、e-Tax(スマートフォン、パソコンを使用した国税電子申告・納税システム)で作成・送信することにより申告することができます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市県民税申告は郵送を、確定申告はe-Taxをご利用ください。

【書類の事前作成のお願い】

- ・医療費控除を申告される方は、所定の「医療費控除の明細書」を事前に作成してきてください。
 - ・事業・農業・不動産所得がある方は、所定の「収支内訳書」を事前に作成してきてください。
- 職員は、上記書類の作成代行は行いません。相談時間の短縮のため、ご協力をお願いします。(用紙は市役所税務課で配布しているほか、市ホームページからも印刷することができます。)

【会場の感染防止対策について】

- ・発熱(37.5度以上)、咳などの症状がある方や体調のすぐれない方は、来場をご遠慮ください。
- ・マスク着用、手指消毒をお願いします。ご協力いただけない場合、入場をお断りすることがあります。